

第1章 計画の構想

第1 計画の趣旨・策定の目的

県では、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11年3月制定。以下「条例」という。）及び高知県社会貢献活動支援推進計画に基づき、社会貢献活動の活性化を図るため、県の社会貢献活動拠点センターと位置付けた高知県ボランティア・NPOセンター（以下「NPOセンター」という。）と連携をして、NPO法人をはじめとする社会貢献活動団体に対する情報提供や研修会の開催、団体間の交流促進など、社会貢献活動への積極的な支援を進めてきました。

その結果、平成26年3月に策定された第3次計画では、NPO法人の活動基盤の整備や、NPO団体相互の交流連携の推進、NPO活動の県民への普及啓発、大学との連携、災害時における社会貢献活動団体のネットワークの構築が進むといった成果が見られました。

こうした中、第3次計画の計画期間が平成30年度末をもって終了することから、これまでの社会貢献活動に対する支援を踏まえ、第4次計画を策定することとしました。

第2 計画の位置づけ及び構成

この計画は、条例第9条第1項に基づき定めた、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものであり、その構成は同条第2項に基づき、次のとおりとします。

第1章	計画の構想
	計画策定の位置付けや趣旨、計画期間など基本的な事項を示します。
第2章	社会貢献活動団体等の現状及び課題
	社会貢献活動団体等の現状と課題を示します。
第3章	計画の目標
	計画の目標とそのために関係する主体が取り組むべき事項の概要を示します。
第4章	社会貢献活動に対する支援策
	計画期間内に県が取り組む施策体系と具体的な取組と目標等について示します。
第5章	進捗管理
	計画を着実に推進するための進捗管理について示します。

第3 計画期間

この計画は、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間とします。

第4 計画の対象

この第4次高知県社会貢献活動支援推進計画において、支援の対象となる社会貢献活動とは、営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が県民の多様なニ

ーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とした自主的な活動とします。

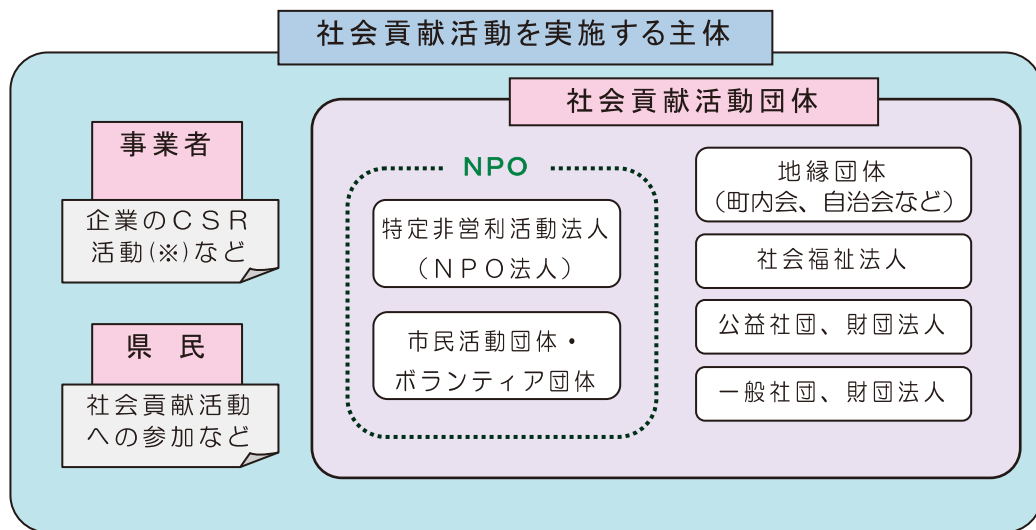
また、この計画における社会貢献活動を実施する主体とは、高知県社会貢献活動推進支援条例第6条から第8条にそれぞれ責務が定められている事業者、県民及び社会貢献活動団体です。

なお、社会貢献活動団体とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいいます。

この計画中に、NPO (Non Profit Organization) の表記が出てきますが、NPOは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

広義のNPOは、社会貢献活動団体のことで、狭義のNPOは、社会貢献活動を団体の主な活動としている特定非営利活動法人(NPO法人)と、市民活動団体・ボランティア団体を指します。

本計画におけるNPOの表記は、社会貢献活動の中心的な役割を担っている狭義のNPOを意味することとします。



第5 これまでの経緯

1 国内の動向

(1) 注目されたNPOの存在

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,400名を超える未曾有の被害をもたらしましたが、地震直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に活躍したのがボランティアやNPOでした。

それまでの市民生活サービスは、主に行政や事業者によって支えられていまし

※CSR活動…Corporate Social Responsibilityの頭文字をとった表現で、一般的に「企業の社会責任」と言われる。

たが、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるNPOの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まりました。

(2) 特定非営利活動促進法の成立と社会貢献活動の広がり

国においては、市民活動団体などが容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、議員提案としての「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立、同年12月に施行されました。

この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなければならないというように、「行政の裁量」の部分ができるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後20年を経た現在、全国には5万1千を超える（平成30年3月現在）特定非営利活動法人（NPO法人）が、活動しています。

(3) NPOの活動基盤の強化と制度改正

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、NPOの持つ専門性・ネットワークを活かした取組や、支援を通じて生まれたNPO同士の連携により、様々な形態で支援活動が展開され、NPOへの期待がさらに高まりました。

平成22～24年度には、内閣府において「新しい公共（※）支援事業」が実施され、交付金の活用により、NPOの活動基盤の強化に向けた取組が、全国的に進みました。

また、平成24年4月には、制度の使いやすさと信頼性の向上、認定制度の普及を目的に特定非営利活動促進法の改正が施行されました。

(4) 現状に対応した制度改正

特定非営利活動促進法は、事務の簡素化などを目的に、平成28年6月に改正され、認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮（平成29年4月1日施行）、事業報告書等の備置期間の延長（平成29年4月1日施行）、貸借対照表の公告及びその方法（平成30年10月1日施行）、内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大（平成28年6月7日施行）などの改正が行われました。

また、認定・特例認定NPO法人に対しては、海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類の事前提出義務に係る規定の見直し、役員報酬規定等の備置期間の延長、仮認定NPO法人から特例認定NPO法人への名称変更などの改正（全て平成29年4月1日施行）が行われました。

(5) 社会貢献活動をめぐる新たな動き

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平

.....
 ※新しい公共・・・「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや事業者等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動など。

成 30 年 1 月 1 日施行) ができ、休眠預金等 (※) を民間公益活動 (※) の促進に活用できる仕組みが出来つつあり、社会貢献活動団体が活用できる新たな資金として注目されています。

平成 27 年 9 月の国連サミットでは、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されています。

また、社会福祉法の改正 (平成 28 年 4 月 1 日施行) が行われ、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」が努力義務化されています。

2 県の取組

(1) 条例の制定及び計画の策定

- ・平成 11 年 3 月「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、高知県社会貢献活動推進支援条例を制定
- ・平成 11 年 3 月高知県社会貢献活動支援推進計画を策定
(計画期間：平成 11～20 年度)
- ・平成 21 年 3 月第 2 次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定
(計画期間：平成 21～25 年度)
- ・平成 26 年 3 月第 3 次高知県社会貢献活動支援推進計画を策定
(計画期間：平成 26～30 年度)

(2) 支援策

条例施行後の 5 年間は、NPO センターの整備や公益信託こうち NPO 地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援を行い、その後は、それまでの支援に加えて、NPO と行政との協働推進事業の実施など社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行ってきました。

さらに、第 2 次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、それまでの取組に加え、国の新しい公共支援事業による交付金を活用して、個々の NPO のニーズに応じた支援や寄附文化の醸成につなげる支援を行いました。

そして、第 3 次高知県社会貢献活動支援推進計画の期間中には、新たな基本方針として、社会貢献活動団体による地域づくりへの参画、災害時における社会貢献活動団体の機能発揮を掲げ、新たな地域課題に対応した取組を支援しました。

.....
※休眠預金等・・・預金者等が名乗り上げないまま、10 年間放置された預金等。

※民間公益活動・・・人口の減少、高齢化の進展等の経済社会的情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの。

年 度	項 目
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行 ・「高知県社会貢献活動推進支援条例」制定（平成11年4月施行） ・「高知県社会貢献活動支援推進計画」策定（平成11年度～平成20年度）
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可 （～平成25年度） ・高知県NPOセンター設立 （平成13年4月から高知県ボランティア・NPOセンター） <p>【高知県ボランティア・NPOセンター】 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。</p>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO（県外）への県職員の派遣研修（1年間）の開始（～平成18年度） ・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行 ・「高知県社会貢献活動支援推進計画（後期計画）」策定
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOと行政との協働推進事業開始（～平成20年度） ・NPOと行政との協働推進ワーキングチームの設置
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の手引書発行
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県ボランティア・NPOセンターに駐在職員を配置（～平成20年度） ・NPOとのパートナーシップづくり事業開始
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO（県内）への県職員の短期派遣研修（3日間）の開始 ・高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施 ・庁内に協働サポーター（※）を設置
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定 （平成21年度～平成25年度）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共支援基金造成
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共支援基金事業実施（～平成24年度） <p> { <ul style="list-style-type: none"> NPO活動ステップアップ支援事業 NPO活動強化支援事業（H24のみ） NPO寄附募集支援事業 NPOと市町村との協働モデル事業 } </p>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次高知県社会貢献活動支援推進計画」策定 （平成26年度～平成30年度）

※協働サポーター… 全庁的にNPOと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、社会貢献活動に関する各部局の窓口とし、必要に応じて部局内の担当課と調整を行う。また、県民生活・男女共同参画課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。